

地域支援事業の見直し等に対応するための人材確保対策等の強化

政策提言先 厚生労働省

政策提言の要旨

介護保険制度の見直しに伴う介護予防給付（訪問介護・通所介護）の地域支援事業への移行や生活支援事業の拡充などへの対応を円滑に進めるためには、全ての市町村において、サービスの提供に格差が生じることのないよう、人材確保対策等の強化を図ることが必要です。

【政策提言の具体的内容】

医療介護総合確保推進法に基づき都道府県に新たに設置されることとなる基金の対象事業に、「医療・介護従事者の確保・養成のための事業」に加えて、介護予防給付の見直しに伴い再構築する地域支援事業（新総合事業）を担う人材の確保・養成のための事業等を位置付けることが必要です。

【政策提言の理由】

現在進められている介護保険制度改革における予防給付の見直しや生活支援事業の拡充については、サービスの提供を地域の実情に応じた形で効果的かつ効率的に実施できるようにする必要がありますが、中山間地域等の条件不利地域を数多く抱える地方では、民間事業者はもちろんのこと、NPOやボランティア等によるサービス提供の確保さえも困難を伴う状況にあります。

このため、今回の改革を進めるに当たっては、制度の見直し後におけるサービスの提供主体の確保が大きな課題となる中山間地域等の条件不利地域に配慮した支援策が不可欠であり、その中でも特に、人材の確保・養成や施設の改修・整備などが重要なポイントになるものと考えます。

（参考）

本県では、平成21年度から独自に整備を進めてきた小規模多機能支援拠点施設（あったかふれあいセンター）を、今回の介護予防給付の見直しや生活支援事業の拡充などに対応可能なサービスの提供主体として活用しようと考えておりますが、そのためには、同センターの機能拡充に向けた職員のスキルアップや増員などが欠かせません。